

## 特定重大事故等対処施設に係る法令報告事象等の公表について

令和2年11月4日  
原子力規制委員会

### 1. 概要

原子力施設等において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に規定する事故トラブル事象（以下「法令報告事象」という。）が発生した場合には、原子力事業者等から報告を受け、速やかにプレス発表等の公表を行っているが、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）において法令報告事象が発生した場合には、セキュリティの観点から非公開とすべき情報が含まれていることから公表の考え方を整理しておくことが必要である。また、原子力規制検査において特重施設に係る指摘事項が確認された場合の考え方についても同様に整理が必要である。

一方、LCO逸脱時の公表については、令和元年度第14回原子力規制委員会で決定された考え方に基づき、特重施設の機能喪失が生じた際にその情報を公開することでテロリズムに対するプラントの脆弱性を公表することに繋がるため、事後に公表することとしている（参考1）。

上記を踏まえ、特重施設に係る法令報告事象等が発生した場合の公表に対する考え方について、次のとおり整理を行う。

### 2. 公表の方針

#### (1) 公表のタイミング

##### ① 法令報告事象

- ・ 特重施設において、法令報告事象が発生した場合には、事業者は原子力規制委員会に速やかに報告することとなるが、その情報を公開するとテロリズムに対するプラントの脆弱性が明らかになるおそれがある。そこで、そのような脆弱性がなくなった後に公表することとする。
- ・ ただし、特重施設の故障により継続運転ができなくなり、原子炉を停止した場合については、その旨だけを速やかに公表することとする。

##### ② 原子力規制検査の指摘事項

- ・ 原子力規制検査において、特重施設の機能に影響を及ぼす指摘事項が確認された場合には、上記①の前段と同様に、事後に公表することとする。

## (2) 公表の内容

- 公表内容の範囲については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第4号に従い、平成28年度第25回原子力規制委員会で決定された考え方（参考2）に基づき、以下のとおりとする。
  - ・ 特重施設の名称については、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈に示されている機能毎の一般的な設備名を用いることとする（例：「特重施設である電源設備」、「特重施設である計装設備」など、もしくは単に「特重配管」、「特重弁」など）。
  - ・ 複数ある設備については、違いが分かるようにA系またはB系等を付記する（例：特重注水設備（A）、特重注水設備（B）など）。

## 特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可における 審査の進め方について（案）

令和元年 6 月 26 日  
原子力規制委員会

### 1. 概要

特定重大事故等対処施設（特重施設）の運用に当たっては、事業者は特重施設の使用開始前に保安規定の変更認可を受ける必要がある。

特重施設が整備されることで、新規制基準に対応する重大事故等（S A）対策に関連する施設整備が完了することになるが、本年 6 月 12 日の原子力規制委員会において、更田委員長から、当該保安規定変更認可の審査に当たり、特重施設の活用を含む S A 対策の在り方、S A 対策の手順について保安規定で定めるべき範囲の在り方について、議論を進めるべきとの発言があった。

上記を踏まえ、今後の審査の方針と進め方について整理を行う。

### 2. 審査の方針

#### （1）特重施設の活用を含む S A 対策の在り方

- 特重施設は、テロリズムへの対処のみならずその他の要因による S A 時においても有効に活用されるべきであり、テロリズムへの対処以外の S A 時にも特重施設を使用することを前提に保安規定や下部規定を整備するよう事業者を求める。

#### （2）保安規定における S A 対策の手順の定め方

- ・ S A 対策について、事業者は、保安規定において S A 時にとり得る対応手段、手順着手の判断基準及び優先順位その他の配慮すべき事項を示した上で、それらを含む手順書を整備し、要員に遵守させることとしている。〈別紙参照〉
- ・ しかしながら、保安規定の認可段階で対応手段のみならず、それらの優先順位や手順着手の判断基準まで規定することは、S A 対策における事業者の柔軟な対応を阻害することにもなりかねない。
- ・ また、設置変更許可申請における対応手段の優先順位は、対策の実現性を示す代表例を記載したものであり、運用段階においては柔軟な対応が取られるべきである。
- このため、保安規定では、原則として対応手段等<sup>\*1</sup>のみを定めるよう事業者に求め、優先順位や手順着手の判断基準<sup>\*2</sup>については、保安規定における記載は要しない。

- ・ また、SAの進展は必ずしも審査において想定したシナリオどおりに推移するとは限らず、不確実性が存在する。また、SA時に手順整備の段階では想定していない設備を外部支援によって事故対応に投入して使用することが、事故収束により効果的な場合もあり得る。
- このため、臨機に対応が必要な場合には、必ずしもあらかじめ下部規程に定めた手順によることなく、事故収束に必要な措置を講じることができる旨の規定を、保安規定に定めておくことを事業者を求める。

### (3) 判断基準の明確化が必要な事項

- 上記(2)にかかわらず、格納容器圧力逃がし装置の使用など、判断基準をあらかじめ明確化しておくことが重要な事項は保安規定に定めるよう事業者を求める。

### (4) 特重施設に係るLCO及びAOTの取扱い

#### ① 運転上の制限条件(LCO)及び許容待機除外時間(AOT)の設定方針

- 特重施設はその設置後には機能維持が必要であり、SA設備と同様にLCO及びAOTの設定を行うことを事業者を求める。

#### ② LCO逸脱時の情報開示の在り方

- 特重施設の機能喪失が生じた際、その情報を公開するとテロリズムに対するプラントの脆弱性を公表することになるため、核物質防護に関する事案の取扱いを参考に、事後に公表する。

## 3. 今後の進め方

今後、事業者から特重施設に係る保安規定の変更認可申請が行われる見込みだが、審査を効率的に進める観点から、上記の2.の審査の方針について、あらかじめ事業者から意見を聴取し公開の会合で議論する。

その結果を踏まえて、事業者に対し、遅くとも特重施設の使用開始前までに保安規定への反映を求める。

※1 対応手段、配慮すべき事項(対応手段の優先順位に関するものを除く)、操作の成立性に係る事項など

※2 ただし、手順着手の判断基準の記載のうち、対応手段の実施の必要条件や悪影響防止の観点からの留意事項等、必要な内容については、配慮すべき事項などの保安規定の適切な箇所に記載する。

## 特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめ の公開に対する考え方について（案）

平成 28 年 8 月 2 日  
原子力規制委員会

### 1. 基本方針

平成 28 年 1 月 29 日の原子力規制委員会の結果を踏まえて、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）に係る審査結果のとりまとめに関して、その内容は原則公開することを基本とする。ただし、セキュリティの観点から審査結果のとりまとめの公開範囲は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第 5 条第 4 号に従い判断することとする。

なお、申請者による特重施設に係る申請書についても審査結果のとりまとめ同様にセキュリティの観点から非公開とすべき情報が不開示とされている必要があることから、申請者に対して適切に対応するように求める。

### 《参考》

『行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抄）』

第五条 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

『行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等（H24.9.19 原子力規制委員会）』

4 公共の安全等に関する情報（法第 5 条第 4 号）についての判断基準  
公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、法第 5 条第 4 号に含まれる。

法第 5 条第 4 号に該当する情報の具体例としては、情報システムの設計仕様書、構成図等情報セキュリティに関する情報、電子署名を行うために必要なかぎ情報等が挙げられる。

## 2. 不開示情報の考え方

情報公開法第5条第4号に従い一部不開示とする範囲を以下のとおりとする。

### (1) 特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報

#### ① 特重施設の名称、設置場所及び強度に関する記載及び図表

など

<上記情報を非公開とする理由>

- ・特重施設の名称、特重施設を設置する地盤に関する情報として破砕帯の位置が分かる情報、敷地地盤の性状・性質が分かる情報、特重施設の強度などを公開することで、特重施設の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設への不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。

### (2) 特定のシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報

#### ① 特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等に関する記載及び図表

など

<上記情報を非公開とする理由>

- ・特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等を公開することで、特重施設を構成する設備の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設を構成する設備への不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。

### (3) その他、テロの立案を容易にするおそれがある情報

#### ① 特重施設に係るテロリズムの想定に関する情報

#### ② 大型航空機の衝突その他テロリズムによって生じる重大事故（以下、「特定重大事故」という。）発生時の対応に係る体制・手順に関する情報

#### ③ 非公開としている審査ガイドの内容またはこれを類推できる情報（大型航空機の諸元に関する情報など）

など

<上記情報を非公開とする理由>

- ・特定重大事故で想定する大型航空機の特性等（想定している大型航空機の数、速度、進入角度、搭載燃料、機種など）の特定重大事故に関する情報、特定重大事故発生時の対応に係る体制や手順に関する情報などを公開することで、特重施設又は特重施設を構成する設備の位置、仕様や対応手段を特定する手がかりとなり、特重施設又は特重施設を構成する設備の破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。

### (4) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（第91条第2項第27号）等に定める特定核燃料物質の防護に関する事項に該当する情報